

東京学芸大学附属幼稚園小金井園舎園則の一部改正について

改正理由：休園した者の保育料の取扱いについて、現行の取扱いに則して整理することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>第9章 検定料，入園料及び保育料</p> <p>〔省略〕</p> <p>(納付した保育料等)</p> <p>第27条 納付した入園料及び保育料は，返付しない。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合は，納付した者の申出により，当該各号に定める額を返付することができる。</p> <p>(1) 入園を許可するときに保育料を納付した者が3月31日までに入園を辞退した場合 当該保育料相当額</p> <p>(2) 保育料を納付した者が<u>休園又は退園した場合</u> 納付された保育料から在学月数分を差し引いた残月数分の保育料相当額</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この園則は，令和5年9月11日から施行し，令和5年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>第9章 検定料，入園料及び保育料</p> <p>〔省略〕</p> <p>(納付した保育料等)</p> <p>第27条 納付した入園料及び保育料は，返付しない。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合は，納付した者の申出により，当該各号に定める額を返付することができる。</p> <p>(1) 入園を許可するときに保育料を納付した者が3月31日までに入園を辞退した場合 当該保育料相当額</p> <p>(2) 保育料を納付した者が<u>退園した場合</u> 納付された保育料から在学月数分を差し引いた残月数分の保育料相当額</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学附属幼稚園竹早園舎園則の一部改正について

改正理由：休園した者の保育料の取扱いについて、現行の取扱いに則して整理することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>第9章 検定料，入学料及び授業料</p> <p>〔省略〕</p> <p>(納付した保育料等)</p> <p>第27条 納付した入園料及び保育料は，返付しない。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合は，納付した者の申出により，当該各号に定める額を返付することができる。</p> <p>(1) 入園を許可するときに保育料を納付した者が3月31日までに入園を辞退した場合当該保育料相当額</p> <p>(2) 保育料を納付した者が<u>休園又は退園した場合</u> 納付された保育料から在学月数分を差し引いた残月数分の保育料相当額</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この園則は，令和5年9月11日から施行し，令和5年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>第9章 検定料，入園料及び保育料</p> <p>〔省略〕</p> <p>(納付した保育料等)</p> <p>第27条 納付した入園料及び保育料は，返付しない。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合は，納付した者の申出により，当該各号に定める額を返付することができる。</p> <p>(1) 入園を許可するときに保育料を納付した者が3月31日までに入園を辞退した場合当該保育料相当額</p> <p>(2) 保育料を納付した者が<u>退園した場合</u> 納付された保育料から在学月数分を差し引いた残月数分の保育料相当額</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学附属高等学校校則の一部改正について

改正理由：休学及び退学に伴う授業料の取扱いの見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>第9章 検定料, 入学料及び授業料</p> <p>〔省略〕</p> <p>(納付した授業料等)</p> <p>第35条 納付した検定料, 入学料及び授業料は, 返付しない。ただし, 次の各号のいずれかに該当する場合は, 納付した者の申出により, 当該各号に定める額を返付することができる。</p> <p>(1) 入学を許可するときに授業料を納付した者が3月31日までに入学を辞退した場合 当該授業料相当額</p> <p>(2) 授業料を納付した者が高等学校等就学支援金(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条に規定するものをいう。)の受給権者に認定された場合 高等学校等就学支援金支給対象月分の授業料相当額</p> <p>(3) <u>授業料を納付した者が, 休学又は退学した場合</u> 納付された授業料から在学月数分を差し引いた残月数分の授業料相当額</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この校則は, 令和5年9月11日から施行し, 令和5年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>第9章 検定料, 入学料及び授業料</p> <p>〔省略〕</p> <p>(納付した授業料等)</p> <p>第35条 納付した検定料, 入学料及び授業料は, 返付しない。ただし, 次の各号のいずれかに該当する場合は, 納付した者の申出により, 当該各号に定める額を返付することができる。</p> <p>(1) 入学を許可するときに授業料を納付した者が3月31日までに入学を辞退した場合 当該授業料相当額</p> <p>(2) 授業料を納付した者が高等学校等就学支援金(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条に規定するものをいう。)の受給権者に認定された場合 高等学校等就学支援金支給対象月分の授業料相当額</p> <p>(3) <u>10月以前に授業料を納付している高等学校等就学支援金対象外の者が, 10月までに退学した場合</u> 納付された授業料から在学月数分を差し引いた残月数分の授業料相当額</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学附属国際中等教育学校校則の一部改正について

改正理由：休学及び退学に伴う授業料の取扱いの見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>第9章 検定料，入学料及び授業料</p> <p>〔省略〕</p> <p>(納付した授業料等)</p> <p>第35条 納付した検定料，入学料及び授業料は，返付しない。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合は，納付した者の申出により，当該各号に定める額を返付することができる。</p> <p>(1) 入学を許可するときに授業料を納付した者が3月31日までに入学を辞退した場合 当該授業料相当額</p> <p>(2) 授業料を納付した者が高等学校等就学支援金（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第1条に規定するものをいう。）の受給権者に認定された場合 高等学校等就学支援金支給対象月分の授業料相当額</p> <p>(3) <u>授業料を納付した者が，休学又は退学した場合</u> 納付された授業料から在学月数分を差し引いた残月数分の授業料相当額</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この校則は，令和5年9月11日から施行し，令和5年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>第9章 検定料，入学料及び授業料</p> <p>〔省略〕</p> <p>(納付した授業料等)</p> <p>第35条 納付した検定料，入学料及び授業料は，返付しない。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合は，納付した者の申出により，当該各号に定める額を返付することができる。</p> <p>(1) 入学を許可するときに授業料を納付した者が3月31日までに入学を辞退した場合 当該授業料相当額</p> <p>(2) 授業料を納付した者が高等学校等就学支援金（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第1条に規定するものをいう。）の受給権者に認定された場合 高等学校等就学支援金支給対象月分の授業料相当額</p> <p>(3) <u>10月以前に授業料を納付している高等学校等就学支援金対象外の者が，10月までに退学した場合</u> 納付された授業料から在学月数分を差し引いた残月数分の授業料相当額</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学附属特別支援学校校則の一部改正について

改正理由：休学及び退学に伴う授業料の取扱いの見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>第9章 検定料，入学料及び授業料</p> <p>〔省略〕</p> <p>(納付した授業料等)</p> <p>第36条 納付した入学料及び授業料は，返付しない。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合は，納付した者の申出により，当該各号に定める額を返付することができる。</p> <p>(1) 入学を許可するときに授業料を納付した者が3月31日までに入学を辞退した場合 当該授業料相当額</p> <p>(2) 保育料を納付した者が<u>退学又は休学した場合</u> 納付された保育料から在学月数分を差し引いた残月数分の保育料相当額</p> <p>(3) 授業料を納付した者が高等学校等就学支援金（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第1条に規定するものをいう。）の受給権者に認定された場合 高等学校等就学支援金支給対象月分の授業料相当額</p> <p>(4) <u>授業料を納付した者が，休学又は退学した場合</u> 納付された授業料から在学月数分を差し引いた残月数分の授業料相当額</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> この校則は，令和5年9月11日から施行し，令和5年4月1日から適用する。</p>	<p>〔省略〕</p> <p>第9章 検定料，入学料及び授業料</p> <p>〔省略〕</p> <p>(納付した授業料等)</p> <p>第36条 納付した入学料及び授業料は，返付しない。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合は，納付した者の申出により，当該各号に定める額を返付することができる。</p> <p>(1) 入学を許可するときに授業料を納付した者が3月31日までに入学を辞退した場合 当該授業料相当額</p> <p>(2) 保育料を納付した者が<u>退学した場合</u> 納付された保育料から在学月数分を差し引いた残月数分の保育料相当額</p> <p>(3) 授業料を納付した者が高等学校等就学支援金（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第1条に規定するものをいう。）の受給権者に認定された場合 高等学校等就学支援金支給対象月分の授業料相当額</p> <p>(4) <u>10月以前に授業料を納付している高等学校等就学支援金対象外の者が，10月までに退学した場合</u> 納付された授業料から在学月数分を差し引いた残月数分の授業料相当額</p> <p>〔省略〕</p>